環境省／経産省

バーゼル法を改正へ

輸出入の論点を議論

環境省と経済産業省は特定有害廃棄物等の越境移動の適正化に向け、バーゼル法の見直しに乗り出した。10月31日に初開催した合同会議では、使用済み鉛蓄電池や雑品スクラップなどの輸出、廃電子基板の輸入に係る論点が議論された。両省はバーゼル法の改正を含めた検討を行い、年内に報告書案を取りまとめる。

有害廃棄物の越境移動に関しては、1992年発効のバーゼル条約で国際的に規制されている。日本国内では、条約の国内担保法であるバーゼル法を同年に制定し、バーゼル法と廃棄物処理法を基本的な枠組みとして廃棄物等の越境移動を管理している。

バーゼル法は20年以上にわたり大規模な改正をしていない一方で、近年、国際的な資源循環が活発化していることから、新たな対策が必要となっている。さらにバーゼル法と廃棄物処理法では対象としている範囲が異なっているため、使用済み電気電子機器の不適正な輸出やシップバックの頻発といった問題に対し、適切に対処できていないとの指摘もある。

環境保全の観点に加え、経済的な側面からの問題も顕在化している。欧州では、電子部品スクラップのOECD非加盟国からの輸入手続きについて、バーゼル条約の範囲内で大幅に簡素化し、事前通告や同意手続きを不要としている。OECD非加盟国にとっては、欧州向けの輸出手続きが迅速であるため、日本国内の非鉄金属リサイクル事業者が欧州の事業者に買い負ける事態が生じている。

また、今年6月に閣議決定した「日本再興戦略2016」では、国内外で発生した使用済み鉛蓄電池、電子部品スクラップなどの二次資源について、国内の環境技術を活用しつつ、非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、バーゼル法における規制の在り方についての検討を行い、早期に必要な措置を講ずることとしている。

合同会議のもよう

両省が示した論点整理案

両省が示した論点整理案では、使用済み鉛蓄電池の輸出、雑品スクラップの不適正輸出、廃電子基板の輸入手続きの簡素化、シップバック対応の円滑化などが挙げられた。

使用済み鉛蓄電池の輸出に関しては、韓国での不適正処理事案を踏まえた措置として、輸出先国がOECD加盟国であっても、輸出先の処理施設で不適正な処理が疑われるような場合には、適正な管理が確保されているかどうかの審査を可能にする。また、輸出先での環境上適正な管理方法などに関する環境大臣の審査基準を明確化する。

雑品スクラップの不適正輸出については、規制対象のものと対象外のものとの混合物の該当性の判断基準が不明確であるとの指摘があるため、短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるように判断基準を整備する。

シップバック対応の円滑化に関しては、輸出先国から通報された場合に貨物が現地にある状態のままで、迅速に措置命令の対応を行う方策や同様の貨物を輸出先国に繰り返し輸出されることを防ぐための方策について検討を行う。

また、廃棄物処理法に基づく輸出確認の審査基準とバーゼル法に基づく輸出確認の要件について、両法に基づく審査内容と手続きの重複を点検し、輸出手続きの迅速化を図る。

特定有害廃棄物等の輸入については、環境汚染リスクが低い廃電子基板などを対象とし、EUの制度と同様に手続きを大幅に簡素化する。EUで事前通告と同意手続きを必要とする有害廃棄物等の日本への輸入についても、事前に同意が与えられている回収施設で処理する目的である場合には、最大3年間の包括的な同意を与えることができるなどの特例措置を設ける。

平成28年11月7日
週間循環経済新聞